

令和 8 年大府市規則一覧

公布日 令和 8 年 6 月 2 6 日

- 第 4 0 号 大府市健康づくり総合支援施設管理規則
- 第 4 1 号 大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 4 2 号 大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 4 3 号 大府市契約規則の一部を改正する規則
- 第 4 4 号 大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 4 5 号 大府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 4 6 号 大府市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大府市健康づくり総合支援施設管理規則をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第40号

大府市健康づくり総合支援施設管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例(令和8年大府市条例第18号)の規定に基づき、大府市健康づくり総合支援施設の管理について必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 大府市健康づくり身体活動支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(開設時間)

第3条 大府市健康づくり身体活動支援センターの開設時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 火曜日、木曜日、金曜日及び土曜日 午前9時から午後5時まで
- (2) 水曜日 午前9時から午後8時まで

(入館者の遵守事項)

第4条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで、施設及びその敷地において物品等の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (3) その他管理上必要な指示に反するような行為をしないこと。

(喫煙の禁止)

第5条 何人も、施設及びその敷地(駐車場を含む。)において喫煙をしてはならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第41号

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和元年大府市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第3（第4条関係） 職種別基準表						別表第3（第4条関係） 職種別基準表					
職種	報酬表	基礎号給		上限		職種	報酬表	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給			職務の級	号給		
専任保健師	略	略	略	略	略	専任保健師	略	略	略	略	略
健康運動指導士	<u>(1)</u>	<u>1</u>	<u>30</u>	<u>1</u>	<u>38</u>						

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第42号

大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和45年大府市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(葬祭補償の額) 第6条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第6条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

大府市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第43号

大府市契約規則の一部を改正する規則

大府市契約規則（昭和46年大府市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の7</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の6</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。

大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第44号

大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年大府市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年大府市条例第29号。以下「条例」という。）<u>第24条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の登録)</p> <p>第3条 条例<u>第18条第1項</u>に規定する利用の登録は、ふれ愛サポートセンター利用登録・登録変更・登録取消申請書（第1号様式）を市長に提出することにより行うものとする。利用の登録を受けた者が、登録された内容の変更又は登録の取消をしようとする場合においても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例<u>第18条第2項</u>の規定による利用の登録の抹消は、ふれ愛サポートセンター利用登録抹消通知書（第3号様式）により行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年大府市条例第29号。以下「条例」という。）<u>第25条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の登録)</p> <p>第3条 条例<u>第19条第1項</u>に規定する利用の登録は、ふれ愛サポートセンター利用登録・登録変更・登録取消申請書（第1号様式）を市長に提出することにより行うものとする。利用の登録を受けた者が、登録された内容の変更又は登録の取消をしようとする場合においても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例<u>第19条第2項</u>の規定による利用の登録の抹消は、ふれ愛サポートセンター利用登録抹消通知書（第3号様式）により行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第4条 条例第19条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者は、ふれ愛サポートセンター利用許可申請書(第4号様式)を市長に提出することにより行うものとする。この場合において、ふれ愛サポートセンター利用許可申請書は、利用を開始しようとする日の属する月の2月前の月の初日から提出することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第5条 大府市使用料条例(昭和45年大府市条例第48号)第6条の規定により使用料を免除する場合は、次に掲げるとおりとする。ただし、営利を目的としている場合又は参加者の過半数が市外に住所を有する者(市内に勤務し、又は通学する者を除く。)である場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第18条第1項の規定により利用の登録を受けた者が、高齢者若しくは障がい者等の福祉の増進又は<u>長期欠席児童生徒</u>の社会的自立を図るための活動を行う場合</p> <p>(3) 略</p> <p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第6条 条例第19条第1項に規定する利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第4条 条例第20条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者は、ふれ愛サポートセンター利用許可申請書(第4号様式)を市長に提出することにより行うものとする。この場合において、ふれ愛サポートセンター利用許可申請書は、利用を開始しようとする日の属する月の2月前の月の初日から提出することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第5条 大府市使用料条例(昭和45年大府市条例第48号)第6条の規定により使用料を免除する場合は、次に掲げるとおりとする。ただし、営利を目的としている場合又は参加者の過半数が市外に住所を有する者(市内に勤務し、又は通学する者を除く。)である場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第19条第1項の規定により利用の登録を受けた者が、高齢者若しくは障がい者等の福祉の増進又は<u>不登校児童生徒</u>の社会的自立を図るための活動を行う場合</p> <p>(3) 略</p> <p>(利用者の遵守事項)</p> <p>第6条 条例第20条第1項に規定する利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p>

改正後	改正前
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第45号

大府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年大府市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式及び第2号様式の2を次のように改める。

(表)

年 月 日

愛知県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料額決定通知書 兼 特別徴収開始通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定し、年金から特別徴収しますので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日		賦課決定年月日	
賦課決定理由	保険料額を決定しました		

【 保険料算定の基礎 】

区分	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×② (12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額				
医療分	円	%	円	円	円	円				
子ども分	円	%	円	円	円	円				
区分	⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額	*****	**	*****	⑪保険料額 ⑨+⑩-⑬-⑭
医療分	円		円	円		円	*****円	×-	*	円
子ども分	円		円	円		円	*****円	**	*****円	円

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

【 年間保険料額 】

区分	①均等割額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年保険料額 ⑩-⑫	月数	⑭月割減額	年度分の保険料額 (医療分+子ども分) 円
医療分	円		円	円		円	
子ども分	円		円	円		円	

徴収決定理由	
徴収決定年月日	
【 市区町村別保険料額 】	
年度の市区町村別保険料額	円
年度に納付する保険料額	円
【 これまでの保険料納付方法等 】	
保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
【 これからの保険料納付方法等 】	
保険料徴収方法	年金天引
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
年金受給額	円

【 期別保険料額 】

納期・月 (普徴・特徴)	変更前の保険料額		変更後の保険料額	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
4月				
5月				
6月				
第1期 7月				
第2期 8月				
第3期 9月				
第4期 10月				
第5期 11月				
第6期 12月				
第7期 1月				
第8期 2月				
3月				
計				
合計額	(ア)		(イ)	
差引増減額	(イ) - (ア)			

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。また、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合、引き続き4月、6月、8月に同額を特別徴収（仮徴収）します。

【 普通徴収の場合の納期限 】

納期	納期限	納期	納期限

【 普通徴収の場合の納入場所 】

大府市指定金融機関等

【 お問い合わせ先 】

大府市
大府市中央町五丁目70番地

大府市長

(裏)

賦課の根拠等について

1. 賦課の根拠

2. 保険料の算出方法

3. 低所得者に対する軽減

4. 被用者保険の被扶養者に対する軽減

5. 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、処分があったことを知った日（愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、愛知県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は愛知県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、処分があった日（愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をした場合には、その裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

愛知県後期高齢者医療広域連合 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話 052-955-1223

納付通知書に関する根拠等

1. 納入方法等の根拠

愛知県後期高齢者医療広域連合で決定された保険料をもとに、高齢者の医療の確保に関する法律及び大府市後期高齢者医療に関する条例の規定によって納入方法及び期別保険料の額の決定をしています。

2. 納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、処分があったことを知った日（愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告（代表者は大府市長）として提起できます。ただし、原則として、処分があった日（愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をした場合には、その裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

3. 納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。ただし、当分の間は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

※この場合における年当たりの割合は、^{うるう} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4. お問い合わせは、

（1枚目）

年度
後期高齢者医療
保険料額決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を
決定しましたので通知します。

被保険者番号	通知書番号

年 月 日
愛知県後期高齢者医療広域連合長

問い合わせ先
愛知県後期高齢者医療広域連合
住所 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5号
電話 052-955-1223
大府市役所
住所 〒474-8701 大府市中央町五丁目70番地
電話

◎ この納付通知書及び納付書は16枚綴りです。
切り取らずに金融機関等へお持ちください。

(表)

(2枚目)

年度 後期高齢者医療保険料額決定明細書

被保険者氏名		被保険者番号	
決定年月日		決定理由	
			年度分の年間保険料 円

保険料算定の基礎

区分	①賦課のもととなる所得金額 (円)	②所得割率 (%)	③所得割額 ①×② (12か月分) (円)	④均等割額 (12か月分) (円)	
医療分					
子ども分					
区分	⑤算出額 ③+④ (円)	⑥限度超過額 (円)	⑦所得割軽減額 (12か月分) (円)	均等割 軽減割合	
医療分					
子ども分					
区分	⑧均等割軽減額 (12か月分) (円)	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧ (円)	月数	⑩月割減額 (円)	⑪保険料額 ⑨+⑩-⑪ (円)
医療分					
子ども分					

被用者保険の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎

区分	⑫均等割額 (12か月分) (円)	均等割 軽減割合	⑬均等割軽減額 (12か月分) (円)	⑭年保険料額 ⑫-⑬ (円)	月数	⑮月割減額 (円)
医療分						
子ども分						

(裏)

賦課の根拠等について

1. 賦課の根拠
2. 保険料の算出方法
3. 低所得者に対する軽減
4. 被用者保険の被扶養者に対する軽減

次頁裏面に続く

(表)

(3枚目)

後期高齢者医療保険料納付通知書

この納付通知書により、各納期の保険料をそれぞれの納期限までに次頁に記載してあります納付場所に納めてください。

年 月 日
大府市長

年間保険料額	円
--------	---

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

普通徴収の場合の納期限

期 別	納 期 限	期 別	納 期 限
第 1 期		第 6 期	
第 2 期		第 7 期	
第 3 期		第 8 期	
第 4 期			
第 5 期			

保 険 料 額		
期 別	普通徴収(円)	特別徴収(円)
4 月		
5 月		
6 月		
第 1 期 7 月		
第 2 期 8 月		
第 3 期 9 月		
第 4 期 10 月		
第 5 期 11 月		
第 6 期 12 月		
第 7 期 1 月		
第 8 期 2 月		
計		

*特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。また、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合、引き続き 年4月、6月、8月に同額を特別徴収（仮徴収）します。

(裏)

5. 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、処分があったことを知った日（愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、愛知県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は愛知県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、処分があった日（愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をした場合には、その裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

愛知県後期高齢者医療広域連合

住所 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5号
電話 052-955-1223

(表)

(4枚目)

◎納付場所 (コンビニエンスストアでの取り扱いはありません。)

納付は便利な口座振替で！

◎振替納付はこんなに便利

○お申込みは一度だけ、あとはあなたの預金から納期限内に自動的に振り替えられます。

○納期の都度、わざわざ金融機関へお出かけになる手数料がはぶけます。

○ついうっかり納め忘れる…といったことがなくなります。

◎利用できる金融機関は…

左記の納付場所欄に記載されている金融機関です。

◎手続きは簡単

左記、金融機関 (三菱UFJ銀行派出所は除く) へ預金口座のお届け印を持って申込みください。

◎特別徴収から口座振替への切り替えもできます。

特別徴収 (年金からの引き落とし) の方も口座振替へ切り替えることができます。詳しくは
までお問い合わせください。

電話

(裏)

納付通知書に関する根拠等

1. 納入方法等の根拠

愛知県後期高齢者医療広域連合で決定された保険料をもとに、高齢者の医療の確保に関する法律及び大府市後期高齢者医療に関する条例の規定によって納入方法及び期別保険料の額の決定をしています。

2. 納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、処分があったことを知った日（愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告（代表者は大府市長）として提起できます。ただし、原則として、処分があった日（愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をした場合には、その裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

3. 納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。ただし、当分の間は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

※この場合における年当たりの割合は、^{うるう} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4. お問い合わせは、

(5枚目)


年度 後期高齢者医療保険料 領収証書 ㊤

00860-9-960130
大府市会計管理者

氏名	様
----	---

被保険者番号	
--------	--

	全 期	期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
年間保 険料額	円	保 険 料 額	円	円	円	円
延滞金	円	延滞金	円	円	円	円
合 計	円	合 計	円	円	円	円
納期限	年 月 日 までの納付に限る	納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

領 収 日 付 印


領 収 日 付 印
1

領 収 日 付 印
2

領 収 日 付 印
3

領 収 日 付 印
4

上記のとおり領収しました。 大府市指定金融機関、大府市指定代理金融機関、大府市収納代理金融機関、大府市会計管理者
(この領収証書は5年間大切に保存してください。)

(6枚目)

年度 後期高齢者医療保険料 領収証書 ㊦

00860-9-960130
大府市会計管理者

氏 名	様
-----	---

被保険者番号	
--------	--

期 別	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	
保 険 料 額	円	円	円	円	円
延 滞 金	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	円
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

領 収 日 付 印	領 収 日 付 印	領 収 日 付 印	領 収 日 付 印	
5	6	7	8	

(7枚目)

00860-9-960130 大府市会計管理者

年度 後期高齢者医療保険料
納 付 書
全 期 納付書

納	
被保険者番号	
年間保険料額	円
納期限	年 月 日 までの納付に限る

年度 後期高齢者医療保険料

全 期 領収済通知書

00860-9-960130
大府市会計管理者

種目	調定年度	賦課年度	保 險 料 額	納
1 8				180
被保険者番号				円
期 別	区 分	延 滞 金		
9 8				
合 計				円
2 3 2 2 3				

この用紙は直接機械処理しますので汚したり折りまげたりしないでください。

領 収 日 付 印



上記のとおり納付します。

大府市 23-223

(金融機関保管)

納期限

年 月 日までに全期(1年分)を一括納付される場合にご使用ください。

上記のとおり領収しましたので通知します。

大府市会計管理者 殿

取りまとめ店

大府市 23-223

(受付店→取りまとめ店→大府市)

領 収 日 付 印



(市 保 管)

(8枚目~15枚目)

00860-9-960130 大府市会計管理者

後期高齢者医療保険料
年度 保 険 料
第 期 納付書

年度 後期高齢者医療保険料

第 期 領収済通知書

00860-9-960130
大府市会計管理者

納	
被保険者番号	
保険料額	円
延滞金	円
合計	円
納期限	年 月 日

種 目	調定年度	賦課年度	保 険 料 額	納	181	円
1 8						
被保険者番号						
期 別 区 分						
延滞金						
合計						
2 3 2 2 3						

この用紙は直接機械処理しますので汚したり折りまげたりしないでください。

領 収 日 付 印

上記のとおり納付します。

大府市
23-223

(金融機関保管)

納期限	年 月 日
-----	-------

上記のとおり領収しましたので通知します。

大府市会計管理者 殿

取りまとめ店

大府市 23-223

(受付店→取りまとめ店→大府市)

領 収 日 付 印

(市 保 管)

(表)

年 月 日

愛知県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料額決定通知書 兼 納入通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定し、徴収しますので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日		賦課決定年月日	
賦課決定理由	保険料額を決定しました		

【 保険料算定の基礎 】

区 分	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×② (12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額				
医療分	円	%	円	円	円	円				
子ども分	円	%	円	円	円	円				
区 分	⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤-⑧-⑦-⑧	月数	⑩月割減額	*****	**	*****	⑪保険料額 ⑨+⑩-⑩-⑭
医療分	円		円	円		円	*****円	×-	*****円	円
子ども分	円		円	円		円	*****円	**	*****円	円

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

【 年間保険料額 】

区 分	⑪均等割額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年保険料額 ⑩-⑫	月数	⑭月割減額	年度分の保険料額 (医療分+子ども分) 円
医療分	円		円	円		円	
子ども分	円		円	円		円	

徴収決定理由	
徴収決定年月日	

【 市区町村別保険料額 】

年度の市区町村別保険料額	円
年度に納付する保険料額	円

【 これまでの保険料納付方法等 】

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

【 これからの保険料納付方法等 】

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
年金受給額	円

【 期別保険料額 】

納期・月 (普徴・特徴)	変更前の保険料額		変更後の保険料額	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				
合計額	(ア)		(イ)	
差引増減額	(イ) - (ア)			

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。また、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合、引き続き4月、6月、8月に同額を特別徴収（仮徴収）します。

【 普通徴収の場合の納期限 】

納期	納期限	納期	納期限

【 普通徴収の場合の納入場所 】

大府市指定金融機関等

【 お問い合わせ先 】

大府市
大府市中央町五丁目70番地

大府市長

(裏)

賦課の根拠等について

1. 賦課の根拠

2. 保険料の算出方法

3. 低所得者に対する軽減

4. 被用者保険の被扶養者に対する軽減

5. 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、処分があったことを知った日（愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、愛知県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は愛知県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、処分があった日（愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をした場合には、その裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

愛知県後期高齢者医療広域連合 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話 052-955-1223

納付通知書に関する根拠等

1. 納入方法等の根拠

愛知県後期高齢者医療広域連合で決定された保険料をもとに、高齢者の医療の確保に関する法律及び大府市後期高齢者医療に関する条例の規定によって納入方法及び期別保険料の額の決定をしています。

2. 納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、処分があったことを知った日（愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告（代表者は大府市長）として提起できます。ただし、原則として、処分があった日（愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をした場合には、その裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

3. 納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。ただし、当分の間は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

※この場合における年当たりの割合は、^{うるう} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4. お問い合わせは、

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第46号

大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年大府市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	略	略	常時介護を要する状態	略	略
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に	月額 <u>90,790円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に	月額 <u>85,490円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生

改正後				改正前			
		要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>90,790円</u> 以下であるときに限る。)	じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)			要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>85,490円</u> 以下であるときに限る。)	じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	略	略	略	随時介護を要する状態	略	略	略
	2	1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>45,400円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>45,400円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2	1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>42,700円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>42,700円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（以下「新規則」

という。)の規定は、令和8年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 新規則の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。